

令和 7 年第 2 回福岡県後期高齢者医療 広域連合議会定例会の結果

1 日時・場所 令和 7 年 8 月 7 日（木） 博多サンヒルズホテル 2 階 瑞雲の間
（開会：午後 2 時 0 0 分、閉会：午後 3 時 4 1 分）

2 議員の出欠 出席 2 6 名（欠席 7 名）

3 議事の概要

（1）議長選挙（選挙第 2 号）

当選人：末若 憲治（粕屋町議会議長） ※指名推選により当選人決定。

（2）諸般の報告

① 広域連合議会議員の異動報告

1. 前回の定例会（令和 7 年 2 月 3 日）後の閉会中に辞職した議員

議員氏名	役職	辞職日	備考
鷹木 研一郎	北九州市議会議員	令和 7 年 2 月 9 日	任期満了
小宮 けい子	北九州市議会議員	令和 7 年 2 月 9 日	任期満了
井上 しんご	北九州市議会議員	令和 7 年 2 月 9 日	任期満了
原崎 智仁	福津市長	令和 7 年 3 月 5 日	任期満了
井上 澄和	春日市長	令和 7 年 3 月 31 日	議長による辞職許可
平井 一三	筑紫野市長	令和 7 年 3 月 31 日	議長による辞職許可
田中 貴子	久留米市議会副議長	令和 7 年 3 月 31 日	議長による辞職許可
江藤 義行	大川市長	令和 7 年 3 月 31 日	議長による辞職許可
中山 哲志	大刀洗町長	令和 7 年 3 月 31 日	議長による辞職許可
西田 正治	筑後市長	令和 7 年 3 月 31 日	議長による辞職許可
金子 健次	柳川市長	令和 7 年 3 月 31 日	議長による辞職許可
田頭 喜久己	筑前町長	令和 7 年 4 月 23 日	任期満了
加地 良光	小郡市長	令和 7 年 5 月 14 日	任期満了
織田 隆徳	遠賀町議会議長	令和 7 年 5 月 26 日	議長による辞職許可
只松 秀喜	久山町議会議長 ※広域連合議会議長	令和 7 年 5 月 26 日	副議長による辞職許可
福田 浩	中間市長	令和 7 年 6 月 17 日	任期満了
道 廣幸	赤村長	令和 7 年 7 月 27 日	任期満了

※只松議長の令和 7 年 5 月 26 日付けでの議員辞職に伴い、5 月 27 日～8 月 6 日は議長不在。

2. 前回の定例会（令和7年2月3日）後の閉会中に当選した議員

議員氏名	役職	当選人告示日	備考
西田 一	北九州市議会議員	令和7年3月26日	
伊藤 淳一	北九州市議会議員	令和7年3月26日	
柳井 誠	北九州市議会議員	令和7年3月26日	
福井 崇郎	福津市長	令和7年4月1日	
井本 宗司	大野城市長	令和7年4月24日	
楠田 大蔵	太宰府市長	令和7年4月24日	
加地 良光	小郡市長	令和7年4月24日	
権藤 英樹	うきは市長	令和7年4月24日	
広松 栄治	大木町長	令和7年4月24日	
氷室 健太郎	広川町長	令和7年4月24日	
松嶋 盛人	みやま市長	令和7年4月24日	
田頭 喜久己	筑前町長	令和7年5月19日	再選
加地 良光	小郡市長	令和7年6月9日	再選
白石 雄二	水巻町議会議員	令和7年6月19日	
末若 憲治	粕屋町議会議員	令和7年6月19日	
福田 浩	中間市長	令和7年7月15日	再選

※北九州市から選出の議員については、市議会において選挙が行われた令和7年3月12日が任期の起算日となる。それ以外の議員については、当選人告示日が任期の起算日。

② 例月出納検査（令和6年12月～令和7年5月分）の結果報告

③ 定期監査（令和6年4月分～令和7年3月分）の結果報告

④ 債権放棄の報告

（3）広域連合長提出議案等

番号	件名	結果	特記事項
承認第3号	専決処分した令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の報告及び承認について	承認	質疑及び討論なし。
議案第7号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	原案可決	質疑及び討論なし。

番号	件名	結果	特記事項
議案第 8 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	原案可決	質疑及び討論なし。
議案第 9 号	令和 6 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	認定	質疑及び討論なし。
議案第 1 0 号	令和 6 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認定	質疑あり（※ 1）。 討論なし。
議案第 1 1 号	令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決	質疑及び討論なし。
議案第 1 2 号	令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	質疑及び討論なし。
同意第 3 号	監査委員の選任について	同意	質疑及び討論なし。

※ 1 ＜議案質疑＞ 1 名 発言者：中山 郁美（福岡市）

議案第 1 0 号 令和 6 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

質疑の要旨	答弁の要旨
(1) ・実質的剰余金 41 億円余が生じた理由を尋ねる。 ・今回剰余金の活用方法及び運営安定化基金の残高見込みについて尋ねる。 ・異常な物価高騰が改善せず、年金水準は実質減となる中、被保険者の生活困窮の深刻化をどうとらえているか、所見を伺う。 ・史上最高額となる保険料を押し付けてきたことへの所見を伺う。	・保険給付費の執行が予算を下回ったことなどにより、令和 6 年度特別会計の収支差引額は約 132 億円となっており、ここから国等より概算交付された負担金等を精算し、約 91 億円を返還して、剰余金 41 億円余が生じた。 ・実質的な剰余金 41 億円余については、令和 8・9 年度、第 10 期の保険料率上昇を抑制するための財源として活用するため、令和 8 年第 1 回定例会において、運営安定化基金に今年度一旦積み立て、来年度取り崩すという予算案を諮りたい。 この実質的な剰余金 41 億円余の積立を除いた、令和 7 年度末の基金の残高見込みは、約 40 億円となっている。 ・昨今の物価上昇の中、限られた年金額と社会保険料の負担が被保険者の方々の日々の生活に影響を与えていることは、承知している。 被保険者に負担いただいている後期高齢者医療制度の保険料については、所得に応じて負担する所得割と、全員が負担する均等割から成っており、所得が少ないなど経済的な困難さに配慮するため、均等割額には、7 割・5 割・2 割という軽減措置を設けるなど、保険料算出にあたり、被保険者の負担能力を踏まえることとなっている。 さらに、保険料の納付が困難な被保険者からの相談

質疑の要旨	答弁の要旨
	については、市町村の窓口で、必要に応じて生活状況に配慮したうえで、分割納付の相談や減免制度の案内、福祉サービスへつなぐなどの対応を行っている。 ・令和6・7年度、第9期の1人当たりの保険料が制度開始以来最大になった要因は、増加する医療費を、負担能力に応じて、すべての世代で公平に支え合う「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」の構築に向けた国の制度改正を踏まえた結果によるものである。
(2) ・大半の被保険者に負担能力を超えた保険料を押し付けているのは問題ではないか、所見を伺う。 ・実質剰余金は直ちに被保険者に還元すべきものではないか、所見を伺う。	・保険料算出に際しては、軽減措置等、被保険者の負担能力を踏まえることとなっている。また、保険料の納付が困難な方からの相談については、収納を担当する市町村の窓口で、必要に応じて生活状況に配慮したうえで、分割納付などの対応を行っている。 ・団塊の世代の加入や医療の高度化、制度改正等により、今後も医療給付費が増大し、これに伴い保険料の上昇が見込まれるため、令和6年度の実質的な剰余金41億円余については、令和8・9年度、第10期の保険料率の算定において、これまでと同様、その上昇を抑制するための財源として活用していく。
(3) ・社会保障費抑制路線を改め国庫支出金を増やすよう国に求めるべきではないか、所見を伺う。 ・実質的剰余金41億円余を活用して直ちに時限的保険料免除等の手立てをとるべきではないか、答弁を求める。 ・次期保険料については運営安定化基金だけでなく、11年間取り崩していない財政安定化基金の活用を県と協議し大幅引き下げの準備を進めるべきではないか、答弁を求める。	・広域連合としては、国が目指す「全世代型社会保障の構築」は、社会保障制度の持続のため避けられないものと捉えており、確実に実施していく必要があると考えている。 国に対しては、本年6月に、全国後期高齢者医療広域連合協議会として「後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充すること」という要望を行っており、今後とも国の動向を注視していく。 ・第9期の保険料率算定においては、制度改正による大幅な保険料率の上昇が見込まれたことから、第8期同様、過去最大額である160億円の財源を活用し、保険料率の上昇抑制を図っている。 令和6年度の実質的な剰余金41億円余については、令和8・9年度、第10期の保険料率の算定において、その上昇を抑制するための財源として活用していく。 ・財政安定化基金は県が管理しており、活用方法としては、想定外の保険料の収納不足や給付費の増大により生じる財源不足の補填が原則だが、特例として、保険料の上昇の抑制を図るために充てることが認められている。 県に対し本年7月に、「保険料負担増に対する被保険者からの幅広い理解を得るため、財政安定化基金活用の検討など、より一層の支援と協力」を要望しており、引き続き県と協議していく。 広域連合としては、令和8・9年度、第10期の保険料率の算定にあたり、被保険者数、医療給付費等に係る数値を的確に見込み、被保険者の保険料については基金の活用等も含め、検討を進めていく。

(4) 一般質問 (1名) 質問者：伊藤 淳一 (北九州市)

質問要旨	答弁要旨
1. マイナ保険証について	
(1) マイナンバーカード電子証明書更新手続き等の対応について ・従来の被保険者証は、その新規発行が2024年(R6年)12月2日で停止され、使用有効期間も2025年7月31日までである。また、マイナ保険証登録者は、マイナンバーカード電子証明書の更新手続きも必要になってきている。被保険者にとっては、すべてが初めてのことであり更新や受診時での不安や戸惑い、そして医療機関受付窓口での混乱も予想される。それらの対応は進められているのか答弁を求める。	後期高齢者医療制度においては、今回の年次更新において、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、次回、令和8年8月の年次更新までの間は、資格確認書を職権交付するという暫定的な運用を継続するとされたことから、被保険者全員に発行したところである。 この暫定運用の継続について、国は ・後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低いこと ・資格確認書を希望する被保険者が市町村窓口集中する恐れがあること から、これら混乱を回避し、マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行するための措置としている。 また、医療機関への配布ポスターにも、マイナ保険証について記載しており、広域連合のホームページにおいても周知している。 なお、本年6月に、国に対し、全国後期高齢者医療広域連合協議会として「全ての被保険者が混乱なく必要な医療を受診できるよう、責任を持って周知広報及び説明に取り組むこと」「医療機関等や保険者から細かな課題を聴取し、必要な対策を講じること」という要望を行っている。 今後も、広域連合としては、医療現場が混乱することなく、被保険者が安心して医療を受けられるよう、国の方針を踏まえ、適切に対応していく。
(2) マイナンバー保険証の利用促進について ・マイナ保険証の登録率67.32%、利用率は27.64%(2025年3月・被保険者数787,796人)である。厚労省からは、数値目標が出されているが遠く及ばない。一方、全体の登録解除は69,150件(2025年6月)と増加している。本県における解除件数と今後の登録・利用促進対策を伺う。	本広域連合における令和7年7月末時点での解除件数は1,570件。一方で、マイナ保険証利用率は、令和6年12月2日の被保険者証の新規発行終了前の20.14%から本年5月には29.63%へと増加している。 国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、一定のメリットがあると示しており、広域連合としても、引き続き登録・利用促進のための周知広報に努めていく。 また、国に対し本年6月に、全国後期高齢者医療広域連合協議会として「全ての被保険者が混乱なく必要な医療を受診できるよう、責任を持って周知広報等に取り組むこと」という要望を行っている。
(3) 改定マイナンバー法での保険料滞納者への対応について ・「特別療養費の支給」対象者は現在、何人になっているのか。 ・この間の法令改定で「保険証の返還」を自治体に義務付けた根拠条文がなくなるとも	・長期にわたる保険料滞納者を対象とした、医療機関等での受診時に窓口にて一旦10割を負担し、後日、対象者からの申請に基づき、広域連合負担分を支給する「特別療養費の支給」について、本広域連合において対象者はいない。 ・令和6年11月15日厚労省通知では、特別療養費の支給を含め、保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて、留意点がまとめられており、市町村への周知のうえ、適切な対応について配慮するよう示されている。

質問要旨	答弁要旨
に、「10割負担」発動前に「納付の推奨」や「相談機会の確保」を行うよう自治体に義務付けたこと、その法律に基づく厚労省通知（2024年11月15日）が納付相談による保険料（税）減免の適用や福祉との連携を強調している。この内容は、職員で共有しておくべきであると考えるが、徹底されているのか答弁を求める。	本通知については、県内市町村に共有しているところだが、これまでも保険料の徴収及び事情の把握などの相談対応は、収納事務を担う市町村において、分割納付の相談や減免制度の案内、福祉制度との連携等、きめ細やかに行っている。 今後も広域連合としては、被保険者が安心して医療を受けられるよう、国の方針を踏まえ、市町村の事務の支援等、適切に対応していく。

（５）請願

請願第４号	後期高齢者の医療制度や年金引き上げ等に関する“国への「意見書」提出”を求める請願
請願者	全日本年金者組合福岡県本部 執行委員長 牧 忠孝
紹介議員	中山 郁美（福岡市）、伊藤 淳一（北九州市）
請願項目	以下の項目に沿って、国に対し「意見書」を提出するよう請願いたします。 - 一 「マクロ経済スライド」を廃止し物価高に見合う年金引き上げを早急に実施すること - 一 女性の低年金を改善するための措置を講じること - 一 最低保障年金制度の実現を図ること - 一 「75歳以上医療費窓口負担2割」を廃止し2割負担対象者拡大計画を断念すること - 一 医療保険料の増額、介護保険料引き上げ、介護サービス利用料引き上げ等をやめ、社会保障の充実を図ること - 一 「マイナ保険証」の強制をやめ、「健康保険証」制度を回復すること
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数

請願第５号	75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結を求める意見書採択等についての請願書
請願者	福岡・佐賀民医連共同組織連絡会 会長 堤 和則
紹介議員	中山 郁美（福岡市）、伊藤 淳一（北九州市）
請願項目	1 国と関係省庁に対し「75歳以上の医療費窓口負担2割の凍結を求める意見書」を提出して下さい。 2 1が難しい場合は、負担を抑える配慮措置を2025年10月以降も継続するよう国に要請して下さい。
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数

請願第 6 号	75 歳以上の医療費窓口自己負担 2 割化の中止などを求める意見書提出についての請願書
請願者	福岡県社会保障推進協議会 会長 大脇 爲常
紹介議員	中山 郁美（福岡市）、伊藤 淳一（北九州市）
請願項目	1 国と関係省庁に対し、「75 歳以上の医療費窓口負担について 2 割化の中止を求める意見書」を提出してください。 2 国と関係省庁に対し、「従来の健康保険証廃止の撤回を求める意見書」を提出してください。
審査結果	不採択
特記事項	起立採決により賛成少数